

令和7年12月5日

各 位

大野町商工会
会長 馬渕 和三

源泉所得税（年末調整）個別相談会 実施のご案内

平素は、商工会事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、専従者・従業員等に給与を支払っている事業主の方は、源泉所得税（年末調整）の納付手続きが必要です。

つきましては、下記のとおり個別指導を実施いたしますので、ご利用くださいますようご案内申し上げます。そのほか確定申告・記帳などご不明な点があればお気軽にご相談ください。

1. 日 時 令和8年1月6日（火）・7日（水）・8日（木）・9日（金）
午前9時～正午まで（受付は11：30まで）↑ ご協力をお願い致します

2. 場 所 大野町商工会館 2階 大研修室

3. 手 数 料 3,000円

4. 必要書類 ①源泉徴収簿（給与額などを記入）
②税務署から郵送された封筒の書類一式

扶

保

基・配・
特・所

など（必要事項を記入）

③年金・生命保険・建物共済等 掛金証明書

④源泉税納付書（予備は商工会にありません！）

⑤前年に提出した年末調整関係の書類

⑥マイナンバーカードのコピー（事業主）

通知カード（事業主）のコピーの場合は、本人確認書類（運転免許証など写真付身分証明書）のコピーが必要となります
今年免許証の更新された方は免許証のコピーもお願いします。

☆従業員・専従者のマイナンバーの記載が必要ですのでご準備ください。

☆源泉徴収税額が無しの場合でも手続きは必要です。

☆税務署からの書類の送付枚数が削減されております。書類が必要な方はコピーしていただかず、商工会に予備がありますので、取りに来てください。



◆令和7年税制改正について

令和7年の税制改正により、所得税の基礎控除・給与所得控除が引き上げられました。これにより、多くの給与所得者の税負担が軽くなる見込みです。

☆主な改正点

- ・基礎控除の見直し

| 合計所得金額 | 所得税の基礎控除額 | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| | 改正前 | 改正後 | |
| | | 令和7・8年分 | 令和9年分以後 |
| 132万円以下 | 48万円 | 95万円 | |
| 132万円超 | | 88万円 | 58万円 |
| 336万円超 | | 68万円 | |
| 489万円超 | | 63万円 | |
| 655万円超 | | 58万円 | |

- ・給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額が65万円に引き上げ

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 | |
|--------------|-----------------|------|
| | 改正前 | 改正後 |
| 162万5,000円以下 | 55万円 | |
| 162万5,000円超 | 収入金額×40% - 10万円 | 65万円 |
| 180万円超 | 収入金額×30% + 8万円 | |

※190万円超の場合は給与所得控除の見直しはありません

- ・特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族の「所得要件」も見直され、扶養にできるかどうかの判定基準が変わります
- ・年末調整の各種申告書の様式や記載内容も変更されます。

☆事業所の皆さんへ

控除額の改正に伴い、令和7年分の年末調整では新しい計算方法・書類様式への対応が必要になります。

従業員の方の「扶養」「所得の見込み」についても、例年以上に確認が重要となります。

令和8年2月から派遣税理士を迎えての確定申告相談会を設けます。
ご不明な点があればお気軽にご相談ください。